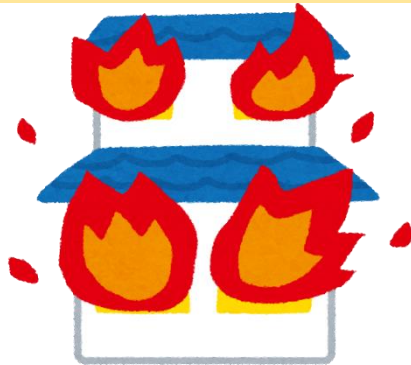


発行元: 税理士法人 のぞみ
相続手続 そうだん室TEL:0263-32-4737
TEL:0263-32-8600長野県松本市城西2-5-12
<http://nozomi-tax.jp/>

火災保険金に関わる相続税の課税関係



住宅の火災によって損害保険金が支払われた場合、所得税では資産の損害に基づいて取得する保険金として扱われるため非課税となります。

しかし、相続税においては**火災保険金が相続財産に含まれる可能性があります**。次の二つの住宅火災の事例を比較して解説いたします。

事例① 火災が発生して被相続人は病院に搬送されたが数日後に亡くなった場合

相続税は被相続人が亡くなった時点で保有していた財産が課税対象となります。保険金額が具体的に確定するのは建物の焼失後に保険会社内での事務手続きが済んでからとなるため、相続人が具体的な保険金額を知り、保険金を受け取るのは1ヶ月程度かかると思われます。

しかし、火災保険の契約時点である程度の支払額は決まっているはずであるため、火災保険金の支払請求権は鎮火後に確定すると考えられます。

したがって、被相続人が亡くなったのは火災の後であり、既に火災保険金支払請求権が発生しているため、**火災保険金は相続税の課税対象となります**。

事例② 火災が発生して被相続人は焼失した家屋内から焼死体で見つかった場合

この事例では、被相続人は火災中に亡くなったと考えられます。したがって、相続税の課税対象は焼失した家屋であり、**火災保険金は課税対象になりません**。

また、家屋の評価額はその年の固定資産税評価額ではなく焼失した直後の家屋の価額となるため、ほとんどゼロになります。さらに、火災保険金は相続人が受領することになりますが、この保険金の受領に対して所得税は非課税となります。

以上の事例を比較すると相続税の課税金額が数千万円は変わる可能性があります。

火災保険が支払われるようなことが起きないのが一番ですが、もしもの時には落ち着いて事実関係を把握するように務めて頂ければ幸いです。